



2024年3月

防災管理者研修会・コンビ連絡会「行政からのお知らせ」

資料4

高圧ガス保安法関係法令の改正等

神奈川県くらし安全防災局防災部
消防保安課高圧ガス・コンビナートグループ

(1) 最近の法令改正の動向等

ア. 改正高圧法※の施行（2023年12月21日）

※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（2022年6月22日公布）

①新たな認定制度の創設

②燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外

イ. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

（一般則・液石則）の見直し（一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部の改正）

（2024年3月 公布・施行予定）

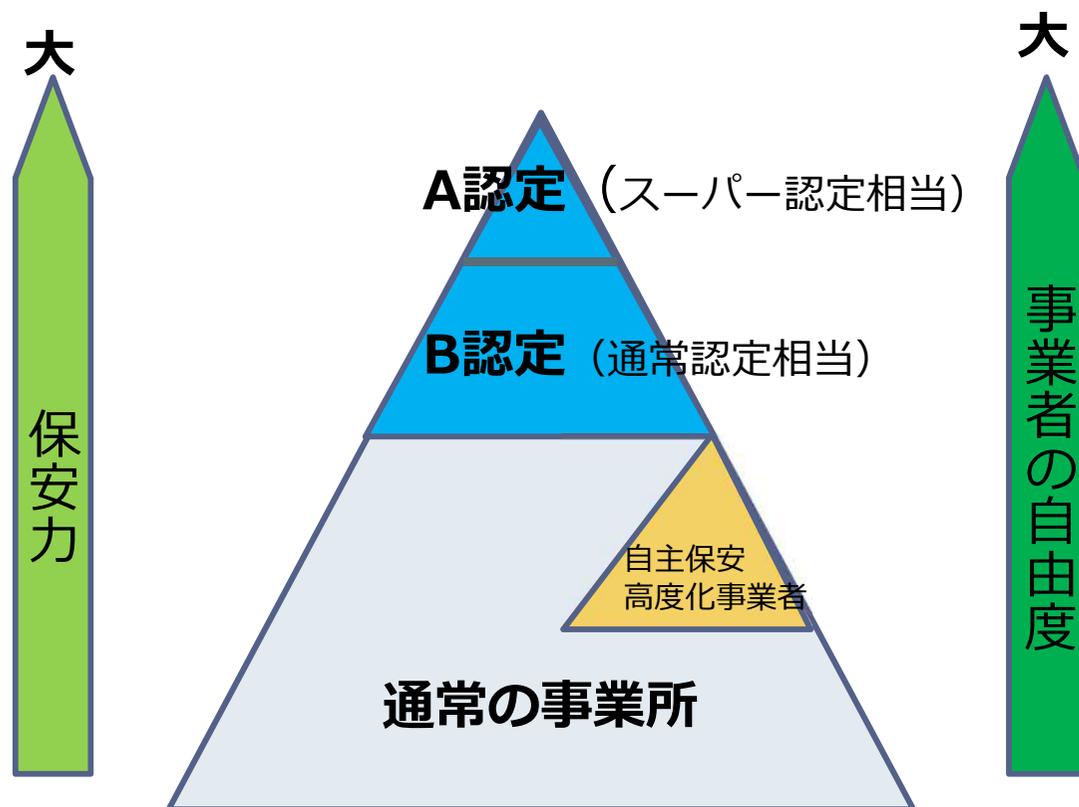
ウ. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）制定・施行の見通し

（2024年2月13日閣議決定、2024年中に施行予定）

ア. 改正高圧法の施行

①新たな認定制度の創設

テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できると認められた事業者について、安全確保を前提に、事業者の保安力に応じた規制体制へ移行された。



新たな認定制度の要件

1. 経営トップのコミットメント
2. 高度なリスク体制
3. テクノロジーの活用
4. サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応

①新たな認定制度の創設

新たな認定制度の特例（一部抜粋）

○認定審査体制：従前のKHKによる事前調査を廃止し、
国が審査を行う

○製造施設の位置・設備等の変更の許可/届出

- ・ガス種変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更については、**許可制**を維持
- ・軽微変更については、その対象範囲を拡大した上で**記録の保存義務**
- ・それら以外の変更は、行政による事業者情報の把握の観点から、**事後届出**

○完成検査/保安検査

事業者自らが結果を適切に確認するものとし、検査記録については行政への届出を要しない。ただし、行政が立入検査等により確認できるように、**検査記録を保存**

○保安人員の選解任の柔軟化

保安人員の選解任を行った場合、その旨の届出を要さず、**記録の保存義務**

公布：2022年6月22日

施行：2023年12月21日

ア. 改正高圧法の施行

②燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について、安全確保を前提に、高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制が一元化された。

適用除外の対象

装置：圧縮水素・圧縮天然ガス・液化天然ガスを燃料とする自動車の原動機及び燃料装置

車種：車検において定期的に容器及び附属品の品質を確認できるもの
(普通乗用車、大型トラック、バス等。大型特殊自動車等は除く。)

公布：2022年6月22日

施行：2023年12月21日

イ. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動） （一般則・液石則）の見直し（一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部の改正） （2024年3月 公布・施行予定）

2022/9/28 愛知県

L Pガス容器積載車両の事故概要

● 概要

高速道路において、多数のL Pガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、L Pガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたL Pガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発。

この事故で、L Pガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷した。

● 原因

急ブレーキによる荷崩れ

2022/10/5 神奈川県

高圧ガス容器積載車両の事故概要

● 概要

高速新東名高速道路インターチェンジ出口付近において、アセチレン容器を積載した車両が減速したところ、荷台上の容器のベルトが緩み転倒した。さらに、荷台のあおり板が開放されていたため、当該容器が路上に散乱した。

高圧ガスの漏洩はなかった。

● 原因

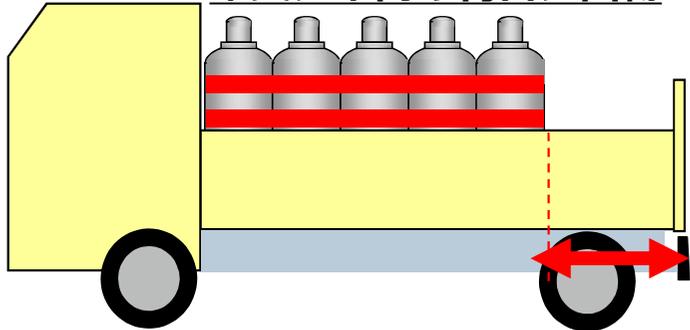
点検不良

**2022年10月14日 経済産業省から注意喚起がなされ、
例示基準の見直しについて検討されることとなった**

※ 本県の2022年度第2回コンビ連絡会においても注意喚起

- ・容器は前方に寄せるか、荷ずれを防止するための措置（木杵、止め木若しくは歯止めを設ける等）
- ・充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付ける

ロープ等を使用して充填容器等を
確実に車両の荷台に固縛



木杵、角材等を使用して充填容器等を確実に
車両の荷台に固定

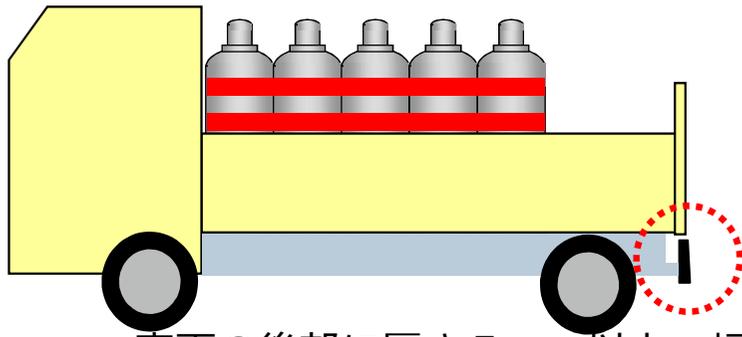
車両の側板の高さ：
充填容器等の高さ※の2/3以上



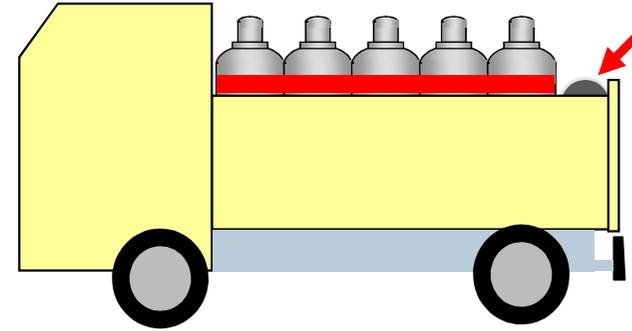
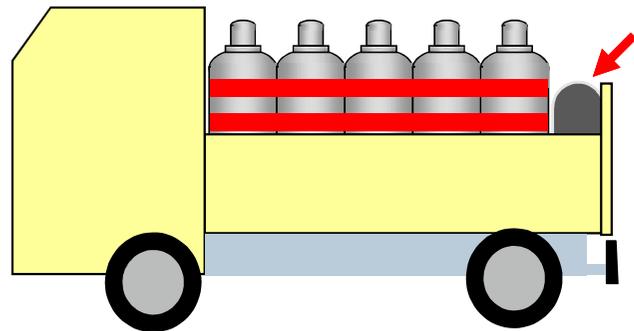
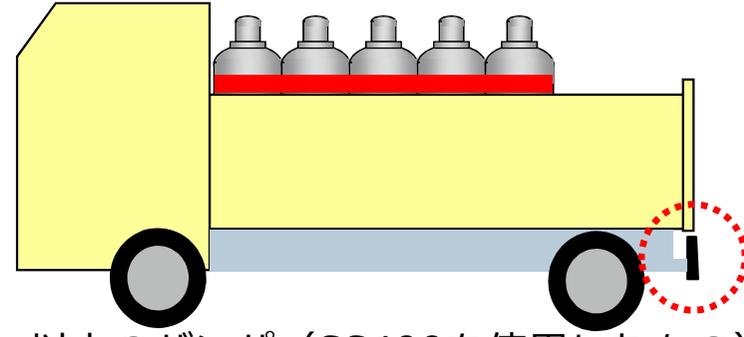
容器等後面↔車両後パンパの後面（後バンパのない場合は車両の後面）水平距離約**30cm以上**

※充填容器等の
高さとは、例え
ば、充填容器等
を2段に積み重
ねた場合は、最
上段にある2段
目のものの高さ
をいう。

（備考（3）立積
みの場合、容器
の底部かキャッ
プ、プロテク
ター等を含めた
充填容器等の頂
点までの高さ）



車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したもの）



※ 充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤなど）

- (1) **ロープ等、木杵、止め木、歯止め、角材等**は、積載する充填容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した発進時・走行中（特に旋回時）・停止時に充填容器等に生じ得る慣性力、固縛・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。
- (2) **固縛・固定**は、上記（1）を使用し、緩み等が生じないよう確実に行わなければならないが、大小の充填容器等を混載する場合にあっては、特に急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのないよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。
- (3) **立積みにした充填容器等の高さ**については、合理的に、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあつては、マット等の厚さ分だけ側板の高さを高くすることが必要となる。
- (4) **積載した充填容器等の後部と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合**、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実に行う必要がある。

ウ.脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）制定・施行の見通し（2024年2月13日閣議決定、2024年中に施行予定）

背景・法律の概要

- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。こうした分野における**GXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。**
- ✓ このため、**国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置**を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、**水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置**を講じる。

1. 定義・基本方針・国の責務等

(1) 定義

- ・「**低炭素水素等**」：水素等であって、
 - ①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下
 - ②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国のCO2の排出量の削減に寄与する等の経済産業省令で定める要件に該当するもの
- ※「水素等」：水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

(2) 基本方針の策定

- ・主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた**基本方針**を策定。
- ・基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関する**意義・目標**、②**GX実現に向けて重点的に実施すべき内容**、③**低炭素水素等の自立的な供給に向けた取組**等を記載。

(3) 国・自治体・事業者の責務

- ・**国**は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する**施策を総合的かつ効果的に推進する責務**を有し、**規制の見直し等の必要な事業環境整備や支援措置**を講じる。
- ・**自治体**は、**国の施策に協力**し、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する**施策を推進**する。
- ・**事業者**は、**安全性を確保**しつつ、低炭素水素等の供給・利用の促進に資する**設備投資等を積極的に行うよう努める**。

2. 計画認定制度の創設

(1) 計画の作成

- ・**低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。**

(2) 認定基準

- ・**先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大**に向けて、以下の基準を設定。
 - ①計画が、**経済的かつ合理的**であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する**我が国産業の国際競争力の強化に寄与**するものであること。
 - ②「**価格差に着目した支援**」「**拠点整備支援**」を希望する場合は、
 - (i)供給事業者と利用事業者の双方が**連名となった共同計画**であること。
 - (ii)低炭素水素等の供給が**一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に行われると見込まれる**こと。
 - (iii)**利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新等**を行うことが見込まれること。
 - ③導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、**港湾計画、道路の事情等の土地の利用の状況に照らして適切**であること。 等

(3) 認定を受けた事業者に対する措置

- ①「**価格差に着目した支援**」「**拠点整備支援**」
(JOGMEC（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）による助成金の交付)
 - (i)供給事業者が**低炭素水素等を継続的に供給**するために**必要な資金**や、
 - (ii)認定事業者の**共用設備の整備に充てるための助成金**を交付する。
- ②**高压ガス保安法の特例**
認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、都道府県知事に代わり、**経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う**。
※一定期間経過後は、高压ガス保安法の認定高度保安実施者（事業者による自主保安）に移行可能。
- ③**港湾法の特例**
認定計画に従って行われる**港湾法の許可・届出を要する行為**（水域の占用、事業場の新設等）について、**許可はあったものとみなし、届出は不要とする**。
- ④**道路占用の特例**
認定計画に従って敷設される導管について**道路占用の申請**があった場合、一定の基準に適合するときは、**道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする**。

3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

- ・**経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等供給事業者（水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者）が取り組むべき基準（判断基準）を定め、低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。**
- ・**経済産業大臣は、必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言を行うことができる。また、一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分であるときは、当該事業者に対し勧告・命令を行うことができる。**

電気・ガス・石油・製造・運輸等の産業分野の低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

(2) 製造施設等に係る変更工事の手続きについて

ア. 県の軽微な変更の工事等に係る「取替え」の 解釈・運用の改訂

(2023年11月24日 各特定製造事業所あて通知)

イ. 改正コンビ則の軽微な変更の工事の対象

(2023年12月21日施行)

ア. 県の軽微な変更の工事等に係る「取替え」の 解釈・運用の改訂

設備の部品の取替えの扱いを整理し、県の「令和2年取替え通知」の内容を改訂（2023年11月24日 各特定製造事業所あて通知）

令和2年取替え通知の「取替え」の運用・解釈
「設備単体の取替えに限る」



軽微変更通知※1.(1)及び1.(2)の検査を行った設備である部品の取替え
については、設備単体の取替えでなくても、その部分の材質、構造（形状）が同一のもので、軽微変更通知1.(3)の検査を行ったものであり、位置及び構造の変更がない工事については、**軽微な変更の工事に該当するものとする。**

コンビ則第14条第1項第1号

※ 高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）

軽微変更届出には、委託検査の成績書の写し、当該部品取り付け時の総合気密試験結果、材質が分かる書類、変更前後の構造に違いがない事がわかる図面、総合気密試験範囲を明示したものを添付

イ.改正コンビ則による軽微な変更の工事の対象

条文に追加されたもの※	特定設備の部品（多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器（凝縮器及び蒸発器を含む。）のチューブ）を取替える工事（第1号の2）	
	開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事（高圧ガス貯槽の開放検査時の間において、フランジ又はカップリング接合等でタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合のタンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事等（第1号の3）	
	コンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備（処理能力が100Nm ³ /日未満（不活性ガスについては300Nm ³ /日未満）の独立非連結設備である製造設備）の変更工事であって保安上支障がないものとして認められたもの（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）（第4号の2）	「保安上支障がないもの」は次の工事以外のものをいう。 (1)製造施設の処理能力100Nm ³ /日（不活性ガス又は空気の場合は300Nm ³ /日）以上に変更する工事 (2)耐震設計構造物を新設する工事 (3)耐震設計構造物への変更の工事
対象が広がったもの	高圧ガス設備（配管、バルブ、 継手 又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更（処理能力の変更を伴わないもの）の工事。（第1号に該当するものを除く。）（7号二）	改正前はフランジ継手に限定
	高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は 継手 から配管、バルブ、又は 継手 への変更に限り、 当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。 ）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（第1号、第7号イ及び第8号イに該当するものを除く。）（第8号ロ）	・改正前はフランジ継手に限定 ・変更に伴う配管、バルブ、継手の撤去を含むことが内容に追加された

※軽微変更通知で示されてきた内容を明確にしたもの

□ 『コンビナート事業所用高圧ガス保安法関係申請手続・検査受検の手引き』

2024年2月15日付改訂版を県ホームページに公開

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/kombitebiki.html>

(3) 高圧法に基づく立入検査について

2023年度・2024年度

高圧ガス保安法第62条に基づく立入検査の実施内容

対象：特定製造事業所（全事業所※2024年度当初稼働）

内容：県内の認定事業所において重大な法令違反、管理体制の不備による認定取消事案を受け、同様の法令違反等の再発を防ぐ観点から、各事業所の保安管理の実態を確認し、その結果を各事業所にフィードバックすることを目的として実施するもの。

「事前調査」と「現地調査」を行うこととし、各事業所における現地調査では、事前調査で回答された内容の運用状況を、規程内容の具体や実績記録から確認する。

期間：①事前調査（調査票の提出）2023年11月2日～12月1日

②現地調査（各事業所にて書面確認・聴取）2024年1月～9月

・現在（2024年3月）、②現地調査を順次実施しているところ。

※実施日程については、個別、当課から事業所に連絡して調整

・結果とりまとめについて、2024年度のコンビ連絡会等で報告・周知予定

(4) その他

ア. 手数料の電子納付の手続きについて

県知事あて保安検査申請や変更許可申請等に係る手数料を電子納付する場合について、次の県ホームページでご案内しています。

手数料の電子納付について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/denshinoufu20230912.html>

【注】 電子納付の場合、収入証紙の場合と手続きの流れが異なります。
事前に担当あてご相談いただき、時間に余裕をもって申請してください。

イ. 令和6年度年間計画の提出について

本県は、許認可、検査、保安指導等の参考とするため、毎年、特定製造事業所あて保安検査や施設稼働に係る次年度の年間計画の提出をお願いしています。

<令和6年度年間計画の提出について>

提出方法：所定の様式に記入し電子メールにより提出

提出期限：2024年3月29日（金）

期日までの回答について、ご協力をお願いします。